



2022 年 11 月 4 日

令和 4 年度「省エネルギー設備投資に係る利子補給事業」指定金融機関の採択および 「ちばぎん省エネルギー設備投資に係る利子補給付融資制度」の取扱開始について

千葉銀行（頭取 米本 努）は、経済産業省の令和 4 年度「省エネルギー設備投資に係る利子補給事業」の指定金融機関に採択されたことを受け、2022 年 11 月 4 日（金）より、「ちばぎん省エネルギー設備投資に係る利子補給付融資制度」の取扱いを開始しました。

「省エネルギー設備投資に係る利子補給事業」とは、新設事業所や既存事業所における省エネルギー設備の新設・増設を促すため、省エネルギーに資する設備投資を行う事業者を支援することを目的として経済産業省が実施する利子補給事業です。

本制度は、経済産業省の利子補給事業に則り、省エネルギー設備の新設・増設のための設備投資を行う事業者を対象に、最大 1%、最長 10 年間の利子補給を行う点が特長となっています。

当行は「ちばぎんグループサステナビリティ方針」のもと、気候変動を含む環境問題など地域社会を取り巻くさまざまな課題解決に向けた取組みをグループ一体で推進しており、本利子補給事業を活用して、地域脱炭素に資する融資に積極的に取り組んでまいります。

以 上

「ちばぎん省エネルギー設備投資に係る利子補給付融資制度」概要

制 度 名	ちばぎん省エネルギー設備投資に係る利子補給付融資制度
融 資 対 象 者	国内で事業を営む、以下のいずれかの要件を満たし、一般社団法人環境共創イニシアチブ*が認定する事業を行う民間事業者（法人・個人事業主） (1) エネルギー消費効率が高い省エネルギー設備を新設、又は増設する事業 (2) 省エネルギー設備等を新設、又は増設し、工場・事業場等におけるエネルギー消費原単位が1 %以上改善される事業 (3) データセンターのクラウドサービス活用やEMSの導入等による省エネルギー取組に関する事業
資 金 使 途	設備資金
融 資 金 額	1 事業あたり、100 億円以内
融 資 期 間	導入設備等の法定耐用年数の範囲内
融 資 利 率	当行所定利率
利 子 補 給	融資実行日から最長 10 年間、最大 1.0%
貸 付 方 式	証書貸付
担保・保証人	必要に応じ徴求
留 意 事 項	・一般社団法人環境共創イニシアチブが指定する受付期間をもって融資申込受付を終了します。 ・経済産業省の利子補給事業にかかる予算動向や資金枠の状況により、利子補給が減額または停止される場合がございます。

※一般社団法人環境共創イニシアチブとは、経済産業省より「省エネルギー設備投資に係る利子補給事業」を受託し、運営を行う事業者のこと。